

基本目標 I 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革

基本方向	1 男女平等の視点に立った教育の推進
施策の方向	(2) 学校における男女平等教育の推進
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の男女平等に関する意識は建前として高いと思われるが、個人の個々の指導場面での無意識な不平等感日常的に潜在している。教職員の児童生徒に対する影響は多大である。したがって、教職員の内面化して自らも気付くことのない不平等な意識を、今一度表面化させて研修する必要がある。早急に特別な機会を設けて、計画的に教職員の研修を実施すべきである。(B委員) ・小さな時から共生者であることを認識する環境を整える。また、子どもを育てる意識を持つことにより、自らが認識を高めることになると思う。いずれにしても親子ともに教育が必要。(F委員) ・現実の問題として実現可能なことと思えるのは学校教育に位置づけて行うことと思う。(I委員) ・幼少期からの意識づけ等、発達段階における教育を幅広く行うことが大切と考える。(P副会長) ・若いうちから、人との対等な関係を学んでいくことは必要。(同時にPTA等を通して親世代にも啓蒙が大切。世代間の認識のギャップによる二次的、三次的被害を防ぐこともできる。)人権意識の向上は社会の質を高めることにもつながると考えている。(J委員)
基本方向	2 男女共同参画の啓発
施策の方向	(2) 調査研究の充実
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進の取り組みは、方法や施策等が日々進み、理解が大きく更新されることがあることから、調査研究の努力が必要であると考え。特に男女共同参画推進員の方々の活動や勉強のための支援サポートが必要であると考え。(D会長)
基本方向	3 女性の人権を尊重する認識の浸透
施策の方向	(2) 母性の重要性の認識の浸透
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・祖父母、父母、子どもとの世代間交流の機会を自然体で持ち、その中で社会ルール等を知ってもらえたらと考える。(N委員) ・母性は女性のみにも備わっているもので、次世代の生命を育む社会的に重要なものである。母性は女性の強みであり、今後の人口問題や教育問題にも関わってくると感じるため。(前回同様)(L委員)
基本方向	4 女性に対するあらゆる暴力の根絶
施策の方向	(1) 女性への暴力根絶についての認識の浸透
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体の男女不平等の意識に十分な変革がなければ女性に対する人権侵害を根本から絶つことは出来ない。市のDV被害者の対応は、一応の体制が整いつつあり、また、市民のDV被害に対する理解は少しずつ得られているが、十分ではない。DVの加害とともに、職場・学校等におけるセクシャル・ハラスメント(パワー・ハラスメント含む。)の実態の調査は急務である。これらの被害者が健康を害したり、離職せざるを得ない状況を市として早急に把握する必要がある。また、レイプ被害は表面化しにくく、加害者に対する罰則が軽い等、立証上の問題点が多い。また、立証に当たっての被害者の精神的負担が課題で、ケアの体制も不十分である。したがって、女性に対する人権侵害は、市民の十分な理解と被害

	<p>者への公的な援助体制を早急に要するので、重点項目として総合的に推進すべきである。(B委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力による女性への人権侵害は益々増加し、大きな社会問題になっている。市民への意識啓発は必要であり、少しでも周囲の理解を深め根絶に向かって進めてほしい。(C委員) ・女性への暴力は絶対許せません。なぐる等はもちろん、言葉の暴力、支配しようとする事など、なぜいけないのかの教育をきちんと考えていかなければいけないと思う。また、女性によるパワハラの話も聞くので、女性への暴力とは限らないのではないか。(H委員) ・対象を女性に限らず、暴力そのものに対する行政の取り組みとして進めていくことを期待している。共生社会に向いての共通認識の一つとして世代にとらわれないテーマとして、「暴力根絶都市」を掲げることもできると思われる。(J委員)
--	---

基本目標 II さまざまな分野への男女共同参画の促進

基本方向	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
施策の方向	(2) 方針決定過程における女性の参画の促進
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・全雇用者に占める女性の割合は進んでいるが、管理職及び政治分野においては極めて低く、女性が積極的に参加できる環境整備が必要と考える。(P副会長)
基本方向	2 地域社会への男女共同参画の促進
施策の方向	(3) 地域リーダーの養成
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・会議等の女性参加については実力のある方はすでに参加している。草の根運動を広めるためには意識を持った人を育てていく必要がある。(F委員)
施策の方向	(4) 国際交流・国際協力の促進
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の男女共同参画は、国際社会との関係を勘案せずに推進することは困難であると考えとともに、帯広はJICA、北方圏センターを持つメリットを生かした独自性のある取り組みが可能であると考え。(D会長)
施策の方向	(5) 防災分野における男女共同参画の推進
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の特性を生かした避難施設の運営のマニュアルづくりや 非常時(災害時)の迅速で確実な情報伝達の方法を確立するために、日常的な訓練が必要と考える。(C委員) ・女性の視点で東日本大震災の避難生活を参考に基本から見直してはどうでしょうか。(N委員) ・東日本大震災があったからなおさら考えてしまう項目で、女性の目線での防災行動計画、避難等の行動、避難所の運営など、女性の声をもっと活かすことが必要だと思う。(H委員) ・男女共同参画の視点を取り入れた防災体制と避難所の運営等、日常的な整備が必要である。(P副会長) ・東日本大震災では、天災の恐ろしさを目の当たりにしたとき、人ごとではなかった。私の地区でも防災に対して意識がうすいので、この機会に男女共同参画の視点を取り入れた防災体制や避難所での運営方法を考える必要があると思う。(O委員)

基本目標 III 男女がともに働きやすい環境づくり

基本方向 1 男女がともに働くための環境整備	
施策の方向	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透
理由	<ul style="list-style-type: none"> かつて市が実施した事業所調査では、多くの事業所で男女共同参画の推進に賛成しているながら、具体的な対応等とはとられていないことが明らかとなった。ワーク・ライフ・バランスは男女共同参画のあらゆる領域に関わる課題であり、逆に重点施策にしにくいかもしれないが、ワーク・ライフ・バランスを取り上げることによって、他の各分野の推進がはかれることを期待したいと考える。(D会長) 基本目標4とも関連しますが、すべてのことに均等になっていくべき。(権利も義務も)ただし、性による固体の違いは歴然である。この違いを認める手段として1個の人間としての個性を考えるべきである。そういった認識を総合的に広めることが肝要と考える。(F委員)
施策の方向	(2) 育児支援体制の充実
理由	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の充実だけが育児体制ではない。小・中・高校生を持つ保護者の全てに対して、PTAの会合へ参加、学校との懇談時間等の参加時間を確実に保障する雇用環境を市として醸成する必要がある。17時以降の児童生徒の保育環境について、学童保育所と共に様々なボランティア活動を積極的に支援する必要がある。市は、そのための人材の養成と組織化、活動に対する積極的な財政の援助を行う必要がある。保育所の充実次第に向上しているが、保護者の就業実態と乖離している面もある。サービス業における日曜出勤は常態化している雇用状況に合わせた保育所の運営が必要である。(B委員) 男女がともに働くための環境づくりを考えると、病児保育の充実と施設への支援、学童保育の学年延長の考慮などを進めてほしい。(C委員) 女性の社会進出に比例して育児支援サポートの問題が出てくる。会社によっては福利厚生の一つとして育児補助券(保育利用割引券)などが出る場所もあるが、まだまだ少ないように思う。財政面での問題もあると思うが、補助券交付などのサービスがあると利用しやすいと思われるし、子どもを他に預けるということに罪悪感をもたれている親御さんもいらっしゃるの、意識改善にもつながるようにも思われる。(J委員) 女性の再チャレンジの前に、子どもを持った女性が働きたいと考えていても、育児支援体制や育児施設の充実がなければ働くことはできないと感じる。また、まだ子どもがいない女性においても、この部分が解決していかなければ、安心して子どもを産むことすらままならないと感じる。(L委員) 男女共に子育てをしながら仕事ができる環境づくりを企業に求めたいが、市も企業への指導ももちろんだが、優遇策も検討してほしい。(O委員)
基本方向 2 就労における男女平等の促進	
施策の方向	(1) 男女の均等な雇用と待遇の確保
理由	<ul style="list-style-type: none"> 再就職も含め、待遇の平等は大切だと思う。また、子どもを預ける保育所、家族の介護などで就労の条件が変化することなども多くなるのではないかと考えられる。(H委員)

基本方向 3 就業機会の促進	
施策の方向	(2) 雇用機会の情報収集・提供
理由	<ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法により、女性の強みを活かせる職種においても、女性だけの募集ができなくなり、情報の提供が困難になっている。(前回同様)(L委員)

基本目標 IV 多様な生き方を実現する環境づくり

基本方向 1 母子保健の充実	
施策の方向	(1) 保健相談や指導体制の充実
理由	<ul style="list-style-type: none"> 核家族化や地域の希薄化などで近所に相談する人も少なく、若いお母さんが子育てや色々な悩みを相談できる気軽に足が向いていく環境づくりをしてほしい。(O委員)
基本方向 3 安心できる介護環境の整備	
施策の方向	(1) 介護の支援体制の充実
理由	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が増加している中、介護が受けられない方も多くいると聞いている。早く介護又は施設に入所できるよう選定した。(前回同様)(S委員) 町内会活動や老人クラブ活動の中で充実させていく。そして、民生委員、ボランティア団体等の横のつながりにも協力・参加が必要である。(N委員)